

議事録

市民生活部長

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本協議会の事務局長を務めます、市民生活部長の水野です。どうぞよろしくお願いします。

さて、本日は7名の委員、またその代理の方が出席をしていただいております、設置要綱に定める運賃分科会の構成員を満たしておりますので、運賃分科会を開会いたします。後1名、とこなめ観光協会の方は現在向かっていると伺っています。

今回の運賃分科会は、3事業者の運賃・料金制度について協議を行うため、事業者の協議案件毎に3部構成に分けて開催いたします。

第1部については知多乗合株式会社でグルーンの運賃に関して、第2部はサンレー交通株式会社で呼べるバス（鬼崎エリア）の運賃に関して、第3部は安全タクシー株式会社で呼べるバス（中部エリア）の運賃に関して協議をお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、分科会長より挨拶をお願いします。

副市長

分科会長を務めさせていただきます副市長の山田でございます。

委員の皆様には、日頃から、市政及び市の公共交通への取組にご協力いただきありがとうございます。

本日は、運賃分科会ということでコミュニティバスグルーンに係る運賃及び割引制度と呼べるバス鬼崎エリア、中部エリアに係る運賃及び割引制度について協議を行います。

運賃等については、これまで地域公共交通協議会や市議会協議会において大変多くのご意見をいただきながら検討を積み重ねてきたものでございますがそれぞれの運行受託事業者が決定し、本日の運賃分科会において有料化した際の運賃・料金制度について決定していくこととなります。

委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

本日はよろしくようお願いいたします。

市民生活部長

ありがとうございました。それでは、引き続き議事の進行について、分科会長の山田副市长にお願いしたいと思いますが皆さまご異議ございませんでしょうか。(一同「異議なし」)

ご異議ありませんので山田副市长に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議事の進行をよろしくようお願いいたします。

【第1部】

運賃分科会長

指名を受けましたので議事の進行をさせていただきます。

それでは第1部の協議に移ります。

お手元の次第をご覧ください。第1部 「コミュニティバスグルーンの運賃及び割引制度について」事務局説明をお願いします。

事務局

事務局の市民協働課伊藤です。「コミュニティバスグルーンの運賃及び割引制度について」ご説明します。

資料1 コミュニティバスグルーンに係る運賃等について」ご説明いたします。

まず初めに市の公共交通再編の全体像としては下に示したとおりでございます。11月6日に開催されました第14回常滑市地域公共交通協議会において協議のうえ承認され、コミュニティバスグルーンについては、大野線と北部線を廃止し青海線を新たな路線として設置する路線改編を行うとともに、武豊線の

経路について一部変更、中部線休日ダイヤの改正を行うものであり、鬼崎地区及び中部地区に呼べるバス（オンデマンド交通）を新たに導入するものでございます。

次のページをご覧ください。運賃案の検討状況についてご説明いたします。

グリーンにつきましては、コスト上昇も踏まえた持続可能性や公平性の確保の観点から有料化を図るもので、市民及び利用者アンケートの結果を踏まえ1乗車200円、割引については未就学児、障害者に限定する案を設定いたしました。これに対し、市議会から以下の内容の要望書が提出されました。

次のページをご覧ください。要望書を受け、実施した場合に生じる財政負担の増大、不公平感が残る、運転手の負担増等の課題についても考慮しつつ、定期的な利用者の負担軽減のため、乗り放題定期券（全路線共通の定期券）を1カ月6,000円、3カ月18,000円、6ヶ月36,000円と設定いたしました。

次のページについては課題の不公平感が残るについての補足としてイメージをまとめておりますのでご参照ください。

次のページをご覧ください。この運賃案に対して、11月市議会協議会でご意見をいただき、令和7年12月1日から12月31日まで実施しましたパブリックコメントにおいても14件11名のご意見をいただきました。パブリックコメントとしては、有料化自体に反対する意見が1件、運賃案が「高い」とする意見が2件、運賃案を「許容」する意見が3件、割引料金の設定に関する意見が4件、その他路線・ダイヤに関する意見が4件でございました。割引料金の設定に関するご意見としては、市民割引や小学生無料、後期高齢者への無料乗車券の配布、定期券の割引設定がございました。いただきましたご意見についても実施することで生じる課題を考慮しつつ、定期券についてスケールメリットが生じるよう定期券の金額を1カ月6,000円、3カ月17,100円、6ヶ月32,400円と設定することとしました。

以下のページについてはパブリックコメントで寄せられた意見の内容及び市の考え方についてまとめておりますのでご参照ください。

次に資料2、「コミュニティバスグリーンの運賃及び割引制度について」説明いたします。

運賃を設定する路線・事業者については、

常滑北部・青海線、常滑中部・市役所線、ボートレースとこなめ周遊線、常滑南部・上野間線、常滑南部・武豊線の5路線で運行事業者はいずれも知多乗合株式会社となります。路線図、時刻表については別添参考資料1のとおりとなりますので後ほどご参照ください。

次のページをご覧ください。設定する運賃の種類及び額についてご説明します。支払方法の定義としましては、現金支払いについては現金、キャッシュレス決済は交通系 IC (manaca 等 10 カード) と web チケットで web チケットの支払方法は PayPay やクレジットカードとなります。運賃の種類及び、額、支払い方法については下記のとおりとなります。定期券は、全線利用可能なもので紙による定期券は発行しません。Web チケットの定期券については、利用開始後の払戻しは出来ません。

次のページをご覧ください。運賃の適用方法となります。普通旅客運賃、定期券共通事項といたしまして、道路状況、事件、事故、災害及び急病人の発生による遅延・運休が生じた場合や満員で利用できない場合に、代替手段を用意するものではなく、返金、補償を行うものではありません。

普通旅客運賃については旅客が片道1回乗車する場合に適用するもので支払い方法は、現金又は交通系 IC を適用します。

定期券は旅客が不定回数乗車する場合に適用するもので有効期間中の乗車回数を制限しません。定期券は manaca 又は CentX の web チケットを適用します。

運賃の支払方法については、降車時に現金又はキャッシュレス決済により支払を行っていただきます。

また、交通系 IC で支払う場合は、乗降時に読み取り機にタッチしていただきます。

定期券の Web チケットは、アプリケーション内で支払い、降車時にアプリケーションで発行されたチケットの認証画面ページを提示していただきます。その際、写真やスクリーンショットの画像では利用できません。

次のページをご覧ください。設定する割引の種類、適用方法についてでございます。割引の種類、対象者及び適用方法は以下のとおりで割引率は 100%といたします。未就学児割引の適用方法は目視確認によって適用します。

障がい者割引の適用方法は、対象者の障害者手帳又はマイナポータル連携された「ミライロ ID」の提示によって適用いたします。

次のページをご覧ください。定期券の購入及び払い戻しの額についてご説明します。Manaca での定期券の場合についてでございますが、定期券の購入可能日は利用開始の 14 日前から購入することができます。

払い戻しの可否については、日割り計算して手数料を含めて、購入額との差分を払い戻し額といたします。それぞれお示ししている計算式に基づき払い戻し額を算出いたします。

次のページをご覧ください。CentX での定期券の場合についてご説明いたします。購入から利用開始までの期間としましては、CentX の定期券は、購入してから 14 日間を経過する前に利用開始の操作をしなければなりません。

利用開始操作を行わなかった場合、定期券としての効力を失効いたします。

払い戻しの可否については、全ての種類の定期券について、利用開始前のみ払戻しが可能です。利用開始後は払い戻しができません。

利用開始前に払い戻しする場合は購入額から手数料（購入額の 10%）を差し引いた額を払い戻し額といたします。

購入後に利用開始操作を行わずに失効した場合は払い戻しができません。

次に当該運賃・料金制度の適用年月日は令和 8 年 12 月 1 日（火）からとなります。

その他といたしまして、全路線の乗降に際し、全て定額であることから、停留所の変更などの軽微な変更が発生する場合で運賃・料金を変更しないこととするときは、運賃・料金に関する再協議を行わないで今回の協議内容を適用することができるものといたします。

ただいま説明させていただきました運賃及び割引制度についてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

運賃分科会長

質疑やご意見はありますか。

愛知運輸支局

愛知運輸支局の山田でございます。ご説明ありがとうございます。

流れの確認です。当初事務局側で検討していた、定期券の扱い、1ヶ月6000円で3ヶ月1万8000円の6ヶ月3万6000円っていうところを、パブコメの意見等を踏まえて3ヶ月や6ヶ月の方を少し割り引くような形で最終案としてここに提示をされたっていう、そういう流れということによろしいですかね。

事務局

はい。そのとおりでございます。

愛知運輸支局

であれば、運賃の額について、少し安く利用できることができないかっていうようなコメントが寄せられているということなので、利用頻度が高いヘビーユーザーの方は、定期券の方の割引率を3ヶ月、6ヶ月という形で購入してもらえれば、より安く利用できるといった配慮はさせていただきましたというところも少し盛り込んでですね、意見に対してのその回答として少しそういう部分を見直したと配慮したというところを説明された方がいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

事務局

パブリックコメント方では連携のスケールメリットをとというご意見については出ていない状況でございます。

ただ、たくさん使われる方の負担を軽減してほしいという趣旨のご意見や、市議会からのスケールメリットについてのご意見を総合して考慮した上で、持

続可能性を踏まえて可能なことを考えたところです。

運賃分科会長

山田委員の意見の趣旨を、資料に加えた方がいい、ということですか。

愛知運輸支局

市の考え方に、その辺りを加えてもよいのではないかとということ。

市民生活部長

パブコメの中身というか、それに追加する形でですね、何らかでその辺り PRとか周知をさせていただくようにしたい。

運賃分科会会長

市の考え方自体は既に公表しているのではないですか。

市民生活部長

既に公表していますので、別枠の機会があれば考えたい。

谷地委員

定期券を使うのはヘビーユーザーで通勤の人が多いと思うが、そういった人の割合は、ざっくりとでいいので分かるか。

事務局

通勤といった使用目的の分析はできておりません。

ただ朝の通勤通学時間帯が混み合っていることは把握しているので、一定数、通勤通学に使われている方の利用者割合というのは高いんだろうというふうに想像はできます。

詳細の調査等については、今後、次の計画を策定する中で行ってまいりたい。

社会福祉協議会

キャッシュレス決済の種類として書かれているもの以外に広げよう、という考えはないか。

事務局

鉄道でも使われているいわゆる IC カード、交通系 IC カードは対応している。例えば、クレジットカードとかもまたさらに適用できるようにするとなるとシステム料とか、導入費用がかかるといったところもあり、まずこういった形で、実施していきたいと考えている。

社会福祉協議会

定期について1か月というのは、1日から月末まで、ということか。それとも申請した時から何日間、ということなのか。

事務局

資料2のですね、5ページをご覧ください。一番下の※のところ「※定期券の1カ月の有効期限は、有効開始日から翌月の有効開始日と同じ日付の日（応当日）の前日までとなります。応当日がない場合は、月末までが有効期限となります。」としております。

社会福祉協議会

どこで買えるか、というのもし示してもらえるとということでよいですか。

事務局

manaca の定期券は、太田川駅と知多バスの半田営業所になり、そこまで買いに行かなければなりません。そうしたことから、どこでも購入することができるよう CentX の定期券も利用できるような形にしています。

社会福祉協議会

具体的にどういう風になるかはこれから示してもらえますか。

事務局

これから周知をかけていきます。

社会福祉協議会

割引対象について、未就学児が対象者目視ということで運転手の判断ということか。

事務局

そうです。

社会福祉協議会

障がい者の同乗者も無料か。ミライロ ID や手帳を見せる形か。

事務局

介助者が1名まで無料となり、ミライロ ID 等の提示をしていただきます。

社会福祉協議会

ここには載っていないが以前、他市町と比べ常滑市の経費は高いという文言があったと思う。民間のバスが運行しているところもあるが、どのように高いのか大まかで結構なのでお答えできますか。

事務局

委員がおっしゃられる通り、民間のバスが走っている地域では、その事業者に補助を出している自治体もある。

なので、自治体間比較では単にコミュニティバスの運営費だけではなく、そうした補助金も含めた比較で高いか低いかを比較しており、常滑市は県内で高いところにある、ということも11月やそれ以前の交通協議会でお示ししているところ。

社会福祉協議会

負担が大きい割にグリーン全体を見ても若干貧弱な路線ではないか。

事務局

同じ人口規模の自治体中では充実していると考えている。

社会福祉協議会

大府とかでは共和駅とかで色々バスが出ている。経費が高いということが出ているので気にはなる。

事務局

路線の改編や、オンデマンド交通も進めて、全体としてより便利な環境を整えようとしている。

谷地委員

例えば、グリーンが武豊町にも乗り入れている、市のバスとしてそこまでやらないといけないの、というそもそも論がある。需要があるのであれば民間ということもある。

運賃も安い方がいいに決まっているけど、タダで乗れるという話もおかしい。

私はこれで委員の任期が来るが、高いとか安いといった議論だけでなく、今後コミュニティバスのあり方について議論していただけたらと思う。

事務局

武豊町に乗り入れている理由については、生活圏が武豊町にある、そういった市民の、生活の足ということで考えている。

谷地委員

じゃあ、半田市はどうなのとか、誰だって走ってほしいが現実的ではないし、そういった整理は必要と思う。

運賃分科会長

路線見直しの指標を何か設けているのではないですか。

事務局

利用率や費用対効果で大きな見直し・廃止を検討する基準については、11月の交通協議会でも承認いただいたので見直しをしていくことにしている。

運賃分科会長

他にありませんでしょうか。それでは、本件について採決を行います。ただいま、事務局から説明のありました「コミュニティバスグルーンの運賃及び割引制度について」につきまして、承認することにご異議はありませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます。ご承認いただきましたので、事務局は本案に沿って事務を進めてください。

これで第1部を終了します。運行事業者の知多乗合株式会社様はご退席ください。

<知多乗合株式会社 退室>

<サンレー交通株式会社 入室>

運賃分科会長

それでは第二部を開催いたします第二部呼べるバス運賃および割引制度について事務局から説明をお願いします。

事務局

まず初めに資料3呼べるバスに係る運賃等についてご説明いたします。

市の公共交通再編の全体像としては下に示した通りでございます。呼べるバスについては、鬼崎エリア、中部エリアの二つの地域に導入する予定でございます。

次のページをご覧ください。運賃の検討状況となります。

第14回地域公共交通協議会において、アンケート結果や実証実験のエリア範囲と運賃設定を考慮して、1乗車400円、未就学児、障害者を割引対象として無料とし、回数券20回券を6000円、乗り放題券として、10日乗り放題券を

4000 円、30 日乗り放題券を 6000 円、乗り放題券購入者は、同居の家族 1 人分を 1000 円で追加できる運賃案をご説明いたしました。

次のページをご覧ください。同案について、令和 7 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 ヶ月間パブリックコメントを実施し、3 件 3 名のご意見をいただきました。

うち 1 件は、割引料金の設定に関する意見で、後期高齢者に対する割引設定を求めのご意見でございました。

呼べるバスの基本運賃について 1 乗車 400 円と安価に設定していること。

さらに民間の定期券等の設定額よりも安く乗り放題券の額を設定していること、財政負担増大の防止や利用できる人と利用できない人との公平性確保の観点から新たに割引設定を設けないこととしました。

次ページについては、パブリックコメントにおける各意見の内容と市の考え方についてまとめておりますのでご参照ください。

続いて資料 4 「呼べるバス（鬼崎エリア）の運賃及び割引制度について」をご説明いたします。

適用する路線及び運行事業者については、エリアとしては鬼崎エリア、運行事業者はサンレー交通株式会社、システム事業者は、SWAT モビリティジャパン株式会社となります。

エリア及び運行時間帯につきましては、別添参考資料 2 「呼べるバス（鬼崎エリア）概要」のとおりでございます。また停留所の詳細については別添参考資料 3 「呼べるバス鬼崎エリアにおける停留所の位置等」でお示ししておりますので後ほどご参照ください。

次のページをご覧ください。呼べるバスの運賃及び割引制度についてご説明します。

支払方法の定義としては下にお示したとおりでございます。キャッシュレス決済としては、クレジットカード、QR 決済、電子マネーとして交通系 IC 等を対応しております。またアプリケーション内での決済も対応いたします。

運賃の種類及び額、支払い方法については、普通旅客運賃 1 乗車 400 円、回数券 20 枚 6,000 円、いずれも現金又はキャッシュレス決済で支払いができま

す。乗り放題券として、10日間乗り放題券4,000円、30日間乗り放題券6,000円を設定し、支払い方法はいずれもアプリケーション内での支払いとなります。

乗り放題券及び回数券につきましては、鬼崎エリア内のみ使用可能であり、乗り放題券を購入したものは1,000円で同居の家族1人分の同種の乗り放題券を追加できるものとします。

また、乗り放題券及び回数券につきましては、利用開始後の払戻しはできません。

次のページをご覧ください。運賃の適用方法についてご説明します。普通旅客運賃、回数券、乗り放題券共通として道路状況、事件、事故、災害及び急病人の発生等による遅延・運休が生じた場合や満員のため利用できない場合に、代替手段を用意するものではなく、返金、補償を行うものではありません。

普通旅客運賃の適用については、旅客が1回乗車する場合に適用するもので現金又はキャッシュレス決済で支払いできるものとします。

回数券については、旅客が1回乗車する場合に1乗車1枚で適用します。回数券は車内で現金又はキャッシュレス決済で運転手から購入することができ、購入した年度内に鬼崎エリアでのみ使用可能となります。前年度に購入した回数券は失効となり、使用できないものとします。購入者に不利益が発生しないよう購入時に有効期間については、十分説明をしております。

乗り放題券については、旅客が不定回数乗車する場合に適用するものでその有効期間中乗車回数を制限しませんが、鬼崎エリア内のみ使用可能となります。また乗り放題券については、アプリケーション内で支払いを行います。

次のページをご覧ください。運賃の支払方法は、降車時に現金又はキャッシュレス決済により支払います。

設定する割引の種類、適用方法については、下にお示ししたとおりでございます。適用方法は、未就学児については対象者の目視確認、障がい者については障がい者手帳又はマイナポータル連携された「ミライロID」の提示をもって適用いたします。

次のページをご覧ください。回数券及び乗り放題券の購入及び払い戻しの可否についてご説明します。

回数券の購入方法は車両内で運転手から現金又はキャッシュレス決済により購入することができます。払い戻しはできません。

乗り放題券の購入方法はアプリケーション内で購入することができます。

払い戻しについては利用開始日前のみ払戻しが出来ます。利用開始日以降の払い戻しはできません。払い戻し額については、購入額の全額を払い戻し額とします。

適用年月日については令和8年12月1日から適用いたします。

その他といたしまして、エリア内の乗降に際し、全て定額であることから、乗降スポットの変更などの軽微な変更が発生する場合で運賃・料金を変更しないこととするときは、運賃・料金に関する再協議を行わないで今回の協議内容を適用することができるものいたします。

ただいま説明させていただきました運賃及び割引制度についてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

運賃分科会長

説明は終わりました質疑やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

サンレー交通株式会社

回数券について年度で区切っていますが、12月1日スタートです。年度で区切るのはいいんですけど、今回の入札での契約自体が1年間12月1日から11月30日となっています。年度で区切って大丈夫ですか。運行開始日からその契約期間と回数券の有効期限が合わないですが問題ないでしょうか。

事務局

回数券の有効期限については年度内のもので、運行契約とのずれがあるが問題ないかということにつきましては運行契約の精算方法とは別の話になると思

いますので、そこは問題ないと思います。多分ご質問の趣旨は12月から始まって、回数券の有効期限が年度内というと3月までだから4ヶ月しか使えないんじゃないのかっていうご質問ではないでしょうか。

サンレー交通株式会社

その通りでございます。逆に言うと4月に買ったものは、もしかしたらその11月30に運行が終わるかもしれないのに、年度内有効ですって打ってしまって問題ないか。

事務局

市の方では、契約は12月1日からという計画になりますのでそういった形になるんですけども、基本的には年度で予算を編成しておりますので、年度単位で行って参ります。予定していないところではございますが、仮に何かあって、急遽この事業が終わってしまったということになれば、その件については払い戻しに対応するという事になってくると思います。

サンレー交通株式会社

有効期限を1年間とするのはうまくいかないか。

事務局

こちらの案件についてはサンレー交通さんが運賃協議会に提案していただいた運賃案になるので事務局として事前にすり合わせを行わせていただき、今回説明をさせていただいているところでございますが、年にするとまず購入するたびに購入日を記載してもらわなければなりません。また、その購入された券を利用される際には、その券が有効期限内のものかを確認していただく必要があります。それは運転手さんにとって負担になってしまいます。

一律で記載が可能なものとする場合には、有効期限を年度内とすることが一番わかりやすく、運転手さんの負担も少ないというようなやり方となりま

す。

運賃分科会長

というご提案がサンレー交通さんからあった。と思えばよいですか。この案については事務局の方でご説明させていただきましたが、逆に発行日付を書くってというのは、運行事業者さんとしてはどうでしょうか。

サンレー交通株式会社

事業者としては、どうしてもドライバー頼みになってしまうので、そこで間違いが発生する可能性があることからどこかで区切っていただけるのはありがたいと思っています。僕がお話したいのは年度で大丈夫ですか。ということです。別に1年有効なら12月1日の運行だから11月30日までなら同じ話だと思う。どこで区切るのかっていうだけの話だと思います。

事務局

有効期間を1年間とすると、それは購入日から1年間になります。そうすると、例えば令和9年11月に購入された方は、そこから1年間有効期限があることになり、それ期間を保証しなければなりません。ですから、事務局としては、年度という形で考えていたということでございます。

サンレー交通株式会社

わかりました。乗り放題券自体は1ヶ月単位だと1ヶ月単位だと思うので、別に何か年間パスの話をしてるわけではないので、その大きな揉め事にはならないと思いますけどその運行開始日とそこがズレていていいのかっていうだけの確認です。

私としてはやり方としては先ほどお話ししたようにドライバーが手で記入するような形は、ヒューマンエラーが起こる可能性もあるので避けたいと思います。ドライバーの手記入を避けたいとお話する一番の理由はですね、例えば3

月 30 日に買われましたという場合に 3 月 30 日と記載しなければいけないところ、運転手の心理としてお得だから「4 月 1 日にしとくね。」とか、そんなことが起きてしまうなど目に見えないことが発生しそうなので避けたいということで現状としては以上です。

事務局

ありがとうございます。そういったところも防ぐためには年度で区切っていくということを考えております。

但し、ご指摘の通り、開始当初は、有効期限が長くて 4 ヶ月間となりますので、販売のときには十分に有効期限については、丁寧に説明した上で販売を行っていくというものでございます。

運賃分科会長

他にございませんか。

谷地委員

例えば、私が図で言うと、鬼崎中学校西の乗降場所から乗ろうとしたとき、まず電話しないといけないのか。どういうやり方で、予約すればいいのですか。

事務局

まず SWAT Mobility JAPAN さんのシステムアプリがあります。そのアプリケーションからも予約ができます。また、実証実験のときに課題となりましたラインからの予約も可能であり、詳細の方法については現在、協議を進めているところでございます。

そういったものが使えない方については、コールセンターがありますので、サンレー交通に電話するのではなく、コールセンターの方に電話をしていただいて、ご予約をいただくというものでございます。

谷地委員

10時から19時までが運行で中1時間休憩があると書いてある。

運行時間帯であれば予約OKということか。

事務局

そのとおりです。運行している車両については1台になりますが、車両が空いていればいつでも利用することができるものでございます。

予約の仕方としましては、例えば谷地さんが言われるように鬼崎中学校西から乗って、りんくう病院に行くとしたときに、図の右下のところに72番のスポットがございます。

番号でいうと28番から72番に行きたいという予約をしてもらうと「この時間に迎えに行きます。」という形で予約が完了します。

サンレー交通株式会社

車両のサイズ等で乗車定員が8人以上となっておりますが8人以上ってというのは何人まででしょうか。

基本的には各社1台でやられるというふうに聞いてたんでということは大体運転手入れたら、7人が乗客の上限なのかなという、その辺はちょっと明確にしていかないと思います

事務局

失礼しました。こちらの8人以上という記載についてはまだ業者さんが決まっていな段階での、そのままになっておりました。これは8人という形で修正させていただきます。

サンレー交通株式会社

乗客として乗れるのは8人なのか。

事務局

その通りです。運転手さんと助手席を含めずに乗客として8人乗れる車両で
ございます。

愛知運輸支局

手続き的にはですね。また、事業者さんの方にご説明をさせていただきます
が、時間帯によつての運行のやり方が定時定路線のところとエリア運行のところ
があります。専門的な話となりますが申請自体は、午前中のところは一部定
時定路線の部分もありますがエリア区域運行としての申請していただきます。
エリア区域運行の中にそういう運行のところを盛り込んだような形でまとめて
申請いただくことで、手続き的にはできるような区域として許可を取ることが
できると思います。今後の申請の流れ等については事務方から事業者へご説明
差し上げます。

運賃分科会長

お願いします。他にありませんか。

ではないようですので、本件について採決を行います。ただいま事務局から
説明のありました「呼べるバスの運賃および割引制度について」承認すること
にご異議はございませんでしょうか？

<異議なしの声あり>

ありがとうございます。それではご承認いただきましたので、事務局は本案
に沿って事務を進めてください。

これで第二部を終了いたします。運行事業者のサンレー交通様ありがとうございました。

<サンレー交通株式会社 退室>

<安全タクシー株式会社 入室>

運賃分科会長

それでは引き続き第3部を開催いたします。第3部呼べるバス運賃および割引制度について事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで運賃等の検討状況等については、第二部でご説明した資料3「呼べるバスにかかる運賃等について」のとおりでございますので説明については割愛させていただきます。

資料5「呼べるバス（中部エリア）運賃および割引制度について」ご説明いたします。

資料5をご覧ください。適用する路線及び運行事業者については、エリアとしては中部エリア、運行事業者は安全タクシー株式会社、システム事業者は、SWAT Mobility Japan 株式会社となります。

エリア及び運行時間帯につきましては、別添参考資料4「呼べるバス（中部エリア）概要」のとおりでございます。また停留所の詳細については別添参考資料5「呼べるバス中部エリアにおける停留所の位置等」でお示ししておりますので後ほどご参照ください。

次のページをご覧ください。呼べるバスの運賃及び割引制度についてご説明いたします。

設定する運賃の種類及び額につきましては下にお示したとおりでございます。基本的には鬼崎エリアと同様でございますが乗り放題券及び回数券は中部エリアでのみ使用可能なものとなります。

次のページをご覧ください。運賃の適用方法についてでございますがこちらにつきましても適用エリアを除いて鬼崎エリアと同様でございます。

次のページをご覧ください。運賃の支払方法及び設定する割引の種類、適用方法については下にお示ししたとおりで鬼崎エリアと同様でございます。

次のページをご覧ください。購入方法及び払戻しの可否、適用年月日、その他につきましても鬼崎エリアと同様でございますので説明については割愛させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

運賃分科会長

説明は終わりました。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

谷地委員

知多バスについてダイヤの間隔が3.5時間あるということですが乗降場所を設置する等の特別な対応はしないという形になりますか。

事務局

当初については知多バス半田常滑線の減便については、もっとダイヤ間隔が空いてしまう減便が予定されておりましたが知多乗合さんと協議させていただき、なんとか知多乗合さんが頑張っていただけることとなり、ダイヤの間隔が最長で開いても3.5時間と抑えられました。また、通勤時間帯についても残していただきましたので呼べるバスとして特別な対応はしないという形でございます。

今後につきましては、知多乗合さんには民間路線として頑張っていたきたいというところではございますが、仮に知多乗合さんが撤退するという形になれば、当然そこが交通空白地になってしまいます。そうした場合に対しては乗降スポットを検討していくという形になってくると思います。

谷地委員

分かりました。

運賃分科会長

他にご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それではないようですので本件について採決を行います。

ただいま事務局から説明がありました「呼べるバスの運賃および割引制度について」につきまして、承認することにご異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

はい。それでは異議なしということでご承認をいただきましたので事務局は本案に沿って事務を進めてください。

以上で本日予定していた全ての案件についての協議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

市民生活部長

ありがとうございました。

以上で常滑市地域公共交通協議会運賃分科会を終了いたします。ありがとうございました。

以上